

身近な法律相談



弁護士 渡部 英明



遺言書において、最近よく問題にされることがあるのは、遺言者の遺言能力です。公正証書遺言でも遺言能力に問題があったとして、遺言無効とされる事案もあることから、注意が必要です。今回は遺言能力がないとされた事例も挙げて検討したいと思います。

Q₁ 遺言能力とは何でしょうか。

A₁ 遺言をするには、遺言の内容を理解し、遺言の結果を判断できるだけの能力が必要です。民法ではその基準を満15歳としています（民法961条）。

Q₂ 例えば、成年被後見人の遺言は、問題にはなりますね。

A₂ はい。成年被後見人は、事理弁識能力を欠く常況にあり、遺言の内容を理解し、遺言の結果を判断できるだけの能力がないものと推測できますので、問題となります。

そのため、民法は、成年被後見人が遺言をする場合、「事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言するには、医師2人以上が立ち会い、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨遺言書に付記して、署名・押印しなければならない。」として、遺言の要件を定めています（民法973条）。

Q₃ 公正証書遺言があると、遺言能力が当然あるものとして、無効にはならないと思いますが、どうでしょうか。

A₃ 確かに、公正証書遺言は、一般的には遺言無効が認められにくいものがありますが、公正証書遺言でも、遺言作成時において、①遺言者が認知症であったり、②遺言作成に際し、遺言者以外の関係者の関与があつたり、③遺言内容が単純であつたり、④遺言内容が受遺者に遺贈することが不合理であつたり、⑤公証人の遺言者に対する意思確認が不十分であつたり等があると、たとえ、公正証書遺言であっても、無効となり得る可能性があるので、注意が必要です。

Q₄ 公正証書遺言で無効になった事例にどのようなものがありますか。

A₄ 全財産を妻に相続させるとの自筆証書遺言書（旧遺言書）を作成していた遺言者が、妻の存命中に「全財産を妹に相続させる」との公正証書遺言（新遺言書）を作成したため、新遺言書の有効性が争われた事例があります。東京高裁判決の要旨は遺言者の経歴、生活状況、病院への入院・転院、入院中の様子、妻の状況、遺言者の介護老人保健施設入所中の様子などについて詳細に認定したうえで、遺言者はうつ病及び認知症に罹患しており、公正証書遺言が作成された直近の時期に意思能力があったとは認められないから、特別の事情のない限り、本件遺言時においても、意思能力がなく、遺言能力がないと推認され、公正証書遺言は有効とは認められないとしました（東京高裁判決平成25年3月6日）。

この事案は、遺言者が認知症であった、妹の関与があった、遺言内容が単純であった、遺言内容が妹に遺贈することが不合理であった等の総合判断をして、遺言能力に問題あり、遺言が無効とされた事例として、参考になるものです。

Q₅ では、高齢者の遺言が無効にならないために遺言作成に注意する点はどのようなことでしょうか。

A₅ 遺言能力が後日争われた場合に備え、診断書、診療記録、介護認定資料、介護記録等の資料の確認・確保をしておいて、遺言作成時に遺言能力があることを客観的な資料で裏付けておくことが大切です。また、遺言内容が相続人や受遺者の関係上不合理なものになっていないか、遺言作成時に遺言者の意思確認を十分行う（例えば、遺言者本人の希望とはあえて反対の内容となる質問をしてみるなど）等、遺言能力があることを十分確認しておくことも大切でしょう。